

## 公益社団法人青森県診療放射線技師会における講師等謝礼等に関する申し合わせ事項

### 第1章 総則

#### (通則)

第1条 この内規は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款細則第31条に基づき、本会が主催又は共催する講演会等の講師謝礼について定める。

### 第2章 謝礼の種類及び支給方法

#### (謝礼の種類)

第2条 謝礼の種類は、以下とする。

- (1) 教授相当職 最高額5万円
- (2) 賛助会員 記念品（時価5千円相当）
- (3) (1)及び(2)以外 最高額3万円
- (4) 本会会員 1時間超 2万円  
1時間以内 1万円

ただし、同一会員が同日に複数回行った時は積算する。

- 2 講師は、講演会準備に発生した費用については、別途請求ができるものとする。
- 3 第1項及び第2項に関する税については、会計処理規程に準ずる。

#### (支給の手続き)

第3条 前条の謝礼は、原則として学術委員会規程及び学術委員会部会規程により所定の手続きが実施され、理事会の承認を得たとき、支給する。

- 2 特別な事由によりこの内規に因り難い場合は、会長の決裁を経て、必要な経費を支給することができる。

### 第3章 雑則

#### (規則の変更)

第4条 この内規は、理事会の決議によって変更することができる。

### 附則

- 1 この規程は、平成25年4月29日より施行する。

